

団体使用については、使用者把握及び使用料算出のため構成員名簿を提出してください。

※記載の個人情報等は本目的外に使用しません

- ・市内の事業所及び市民 10 人以上の団体が体育の用に使用するとき減免となります(100 分の 50)
- ・市民以外の方（須坂市に勤務する方を除く。）が使用する場合は、規定使用料の 1.5 倍を徴収します

【須坂市体育施設条例第 6 条、須坂市体育施設管理規則第6条】

提出先：文化スポーツ課 スポーツ振興係（創造の家内）

団体構成員名簿

令和 年 月 日提出

団体名		種 目		
事業所名		会員数	人	
代表者氏名		連絡先		
代表者住所			生年 月 日	
	氏名（年齢）	住所	勤務先所在地	男・女
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

以上、本団体構成員名簿の記載内容に相違ありません。

代表者署名

担当係使用欄

施設料	用具料	電灯料

	氏名（年齢）	住所	勤務先所在地	男・女
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7				
1 8				
1 9				
2 0				
2 1				
2 2				
2 3				
2 4				
2 5				
2 6				
2 7				
2 8				
2 9				
3 0				
3 1				
3 2				
3 3				
3 4				
3 5				
3 6				
3 7				